

表 法第3条第1項の規定による許可申請書の添付書類

[illegible]

(注1) 土地及び法人の登記事項証明書は、申請の日前3か月以内に発行された全部事項証明書又は申請の日前3か月以内に取得した登記情報（登記情報提供サービス（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人が運営する、登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスをいう。）を通じて当該情報の確認を行うために必要な照会番号が記載されたものに限る。）に限る。以下この要領において同じ。

(注2) 「耕作証明書」とは、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等（法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下この要領において同じ。）が、一の市町内にある耕作等の事業に供すべき農地等のすべてについて耕作等の事業を行っている旨の当該市町の農業委員会の証明書をいう。これらの者が申請に係る土地のある市町外の区域に耕作等の事業に供すべき農地等を有している場合は、当該農地等のある市町の農業委員会から耕作証明書の交付を受けて、それを申請書に添付すること。